

広島市告示第550号
令和4年11月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 DCM・ひまわり可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区亀山二丁目925番8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和重工株式会社

代表取締役 田中 宏典

広島市安佐北区可部一丁目21番23号

株式会社ププレひまわり

代表取締役 梶原 聡一

広島県福山市西新涯町二丁目10番11号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

大規模小売店舗の名称	所在地	変更の年月日・理由
DCMダイキ・ひまわり可部店	広島市安佐北区亀山二丁目 925番8ほか	—

(変更後)

大規模小売店舗の名称	所在地	変更の年月日・理由
DCM・ひまわり可部店	広島市安佐北区亀山二丁目 925番8ほか	令和4年3月1日 店舗名称変更

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の名称	代表者	住所	変更の年月日・理由
大和重工株式会社	代表取締役 田中 保昭	広島市安佐北区可部一丁目21番23号	—
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原 聡一	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	—

(変更後)

小売業者の名称	代表者	住所	変更の年月日・理由
大和重工株式会社	代表取締役 田中 宏典	広島市安佐北区可部一丁目21番23号	令和4年4月1日 代表者変更
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原 聡一	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	—

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の名称	代表者	住所	変更の年月日・理由
DCMダイキ株式会社	代表取締役 中川 真行	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	—
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原 聡一	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	—
株式会社エブライ	代表取締役 岡崎 浩樹	広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号	—

(変更後)

小売業者の名称	代表者	住所	変更の年月日・理由
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	令和3年3月1日 会社合併
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原 聡一	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	—
株式会社エブライ	代表取締役 岡崎 浩樹	広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号	—

4 変更年月日

上記3のとおり

5 届出年月日

令和4年11月25日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年11月30日から令和5年3月30日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年3月30日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課